様式１

日本エコレザー(JEL)認定申請書

(一社)日本皮革産業連合会

会長　殿

　　　　年　　月　　日

申請会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(日本語）

申請会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(英　語）

業　種：□革製造業、□革販売業、□革製品製造業、□革製品販売業、□その他（該当に✓）

代　表　者　名：

担　当　者　名：

会社住所：〒

電話：

FAX:

E-mail（HP掲載用）：

E-mail（連絡用）：

URL：

URL（英語）：

革製造会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本語）

革製造会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（英　語）

会社住所：

電話：

日本エコレザーの認定を受けたいので必要書類を添えて申請します。

下記の該当項目の□に✓または　　を記述する。

(1)認定レベル： □シルバー

 □ブロンズ

(2)製造国：　 □日本\*1

□海外（国名：　　　　　　　　　）

\*1日本製とは最終仕上げを日本で行った革のことです。

(3)革名称：

□第一類（原料特徴）：例、牛なら成牛、子牛、肉牛、コブ牛など

□牛（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□馬（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□豚（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□羊（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□山羊（　　　　　　　　　　　　　　　　）

□第二類（床原料特徴）：牛床、豚床など

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□第三類（動物種類）：野生動物または養殖動物の革

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(4)登録製法

4-1）主な鞣し

□ クロム（主鞣し）

□ 植物タンニン（主鞣し）

□ 合成タンニン（主鞣し）

□ その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

4-2）色

 (　　　　　　　　　　　　　　)

4-3）仕上げ

□ ピグメント（顔料）仕上げ

□ ナチュラル仕上げ

(5)商品名／品番

□ 商品名

□ 商品名（英語）

□ 品番

 商品名、品番、色など自社で管理・把握できる名称でよい。

 他社商標を侵害しないようによく調査してから記載してください。

（６）主な用途

□　靴甲革　□　靴裏革　□　バッグ・鞄類　□小物　□　ベルト　□　手袋　□衣料

 □ 家具 　□ その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（7）革の説明・アピール点（120文字程度、HPに掲載します。）

（日本語）

　（英語）

（8）更新する革の認定番号

（当初の認定時の「登録製法（全使用薬品を含む）」を一切変更しておらず、「認定レベル」に変更が無い場合、更新として申請できます。）

(9)革見本片、画像（提出前に以下を確認し、✓を付けてください。）

□見本革片（約21cm×29cm（A4）。裏に「商品名」を記載）

□見本革片（約3cm×3cm）（認定証用）１枚。但し英語の認定証が必要な場合は2枚。

□見本革片の表面アップ画像データをメール（宛先：eco@jlia.or.jp）してください。

（希望データ形式：jpeg、330×330ピクセルの正方形、ファイル名：商品名、仕上げ・色が分かり易いもの。https://ecoleather.jlia.or.jp/data/　に掲載します。）

（10）申請料・振込先

1点につき、3万円（振込手数料は申請者がご負担ください）

振り込み控えの写しを提出してください。

（但し、移行措置として、2027年3月31日まで無料とします。）

（11）希望する認定証

 □日本語のみ

 □日本語と英語

※1枚に、認定レベルが同じく、同じシリーズの複数の色を申請する場合は、更新する各革の認定番号/商品名/品番、色などの一覧表を添付してください。

※添付書類が、日本語、英語以外の言語の場合は、和訳を付けてください。

証明書1

|  |
| --- |
| （1）革構造の証明書（顕微鏡写真）・明らかに革とわかる場合は不要です。・目視や触感で革及び床革の判定ができない場合はISO 17186に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真（倍率がわかるもの）を添付してください。・仕上げ・塗装膜が厚い場合は、ISO 17186に準拠して塗装膜厚を測定してください（0.15 mm以下が認定条件です）。 |

証明書2

|  |
| --- |
| （2）原料供給証明書・第一類の使用原料が肉（食料）の副産物であることを証明すること。輸入業者、原皮業者、製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。・第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革（床革）であることを証明すること。製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。・第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。 |

証明書３

|  |
| --- |
| （3）化学物質検査証明書申請書の認定レベル（シルバーまたはブロンズ）、仕上げの種類に応じた項目について、第三者検査機関による試験結果の原本を以下の番号順に添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。(1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.溶出鉛、4.溶出カドミウム、5.溶出ニッケル、6.溶出コバルト、7.6価クロム含有量、8.6価クロム含有量（80℃加熱エージング）、9．溶出総クロム、10．鉛含有量、11.特定芳香族アミン、12.ノニルフェノール、13．ノニルフェノールエトキシレート、14．短鎖塩素化パラフィン、15．摩擦に対する染色堅ろう度-乾燥試験(顔料（ピグメント）仕上げのみ)、16. 摩擦に対する染色堅ろう度-湿潤試験（顔料（ピグメント）仕上げのみ）） |

様式２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宣言書１

日本エコレザー(JEL)認定申請宣言書

一般社団法人日本皮革産業連合会

会長　殿

1　この革には、日本エコレザー(JEL)認定基準書-2023の表14に定められた発がん性染料５種を使用していないことを宣言します。発がん性染料の不使用を確認できない場合は、使用した染料のC.I. Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS. Numberを添付します。

表１4　発がん性染料(5種)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | CAS Number | C.I. Number | カラーインデックス名称 | IARC |
|  1 | 569–61–9 | CI 42500 | C.I. BASIC RED 9 | グループ2B |
|  2 | 3761–53–3 | CI 16150 | C.I. ACID RED 26 | グループ2B |
|  3 | 6459–94–5 | CI 23635 | C.I. ACID RED 114 | グループ2B |
|  4 | 2602–46–2 | CI 22610 | C.I. DIRECT BLUE 6 | グループ2A |
|  5 | 1937–37–7 | CI 30235 | C.I. DIRECT BLACK 38  | グループ2A |

2　この革には、日本エコレザー(JEL)認定基準書-2023の表15に示すクロロフェノール類、有機スズ化合物、水銀、オルトフェニルフェノール、過フッ素化合物とポリフッ素化合物（規制対象のPFAS）、フマル酸ジメチルを使用していないことを宣言します。

表１5　その他の化学物質

|  |  |
| --- | --- |
| クロロフェノール類 | トリクロロフェノール（TriCP）、テトラクロロフェノール（TeCP）、ペンタクロロフェノール（PCP） |
| 有機スズ化合物 | ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モオブチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ |
| 水銀 |  |
| オルトフェニルフェノール |  |
| 過フッ素化合物とポリフッ素化合物（規制対象のPFAS） | パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）と関連物質パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩 |
| フマル酸ジメチル |  |

３　この革の製造工程に関わる排水処理を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します（宣言書４）。

４　この革の製造工程に係わる廃棄物を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します（宣言書５）。

５　更新をする革については、当初の認定時の登録製法を一切変更していないことを宣言します

６　認定の有効期間内において本基準に係わる品質保証を維持するために事前に届け出なく登録製法を変更しないことを誓います。

7　認定された革の品質保証には責任を持ちます。ただし、これ以降の加工などがなされた場合はこの限りではありません。詳しくは、別に定める「日本エコレザー認定ラベル使用規程｣に従います。

私は、上記の記載に相違ないことを誓います。

　　　年　　月　　日

革製造会社名：

会社住所：〒

代表者名：

電　話：

F A X：

E-mail：

宣言書4

排水処理関係書類

　製造工程に係わる排水処理を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します

管理当局の発行する処理施設または料金等の、排水処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

宣言書5

廃棄物処理関係書類

製造工程に係わる廃棄物を記載し、管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します。

　マニフェストの写し等、廃棄物処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

廃棄物例

　フレッシング屑（生皮由来）、　石灰フレッシング屑、下にべ、上にべ、床皮（下級品）、

床皮（正常品）、シェービング屑、縁裁ち屑（トリミング屑）、排水汚泥、その他廃棄物

日本エコレザー申請に係る提出物チェック表

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 提出書類・提出物（更新） |
| □ | 日本エコレザー認定申請書（更新） |
| □ | 革構造の証明書（顕微鏡写真等）　目視で革の判定が困難な場合に提出 |
| □ | 原料供給証明書 |
| □ | 化学物質検査証明書（原本） |
| □ | 日本エコレザー認定申請宣言書（更新） |
| □ | 排水処理関係書類 |
| □ | 廃棄物処理関係書類 |
| □ | 見本革片　約21cm×29ｃｍ（Ａ４）　1枚 |
| □ | 見本革片　約3ｃｍ×3ｃｍ　2枚 |
| □ | 革表面写真データ(jpeg､330×330ピクセルの正方形) |
| □ | 申請料　振込の控えの写し（振込手数料は申請者がご負担ください）（但し、移行措置として、2027年3月31日まで無料とします。） |